

運賃の計算方法

- 1) 本州の幹線を利用する場合
→ 運賃表<A>を適用します

例) 岡山 - 米子 間 159.1 km → 2,520円

- 2) 四国の幹線を利用する場合
→ 運賃表を適用します

例) 松山 - 内子 間 37.5 km → 740円

- 3) 「備讃都市圏特定運賃」の適用区間内を利用する場合
→ 運賃表<D>を適用します

例) 高松 - 多度津 間 32.7 km → 570円

※適用区間は、宇野線・岡山～茶屋町間、本四備讃線・茶屋町～宇多津間、予讃線・高松～観音寺間、土讃線・多度津～琴平間、高德線・高松～さぬき市間です。

※特定区間からはみ出したり、特定区間を含む区間をご利用される場合は、適用されません。

- 4) 四国の地方交通線を利用する場合
→ 換算キロで運賃表を適用します

例) 佐古 - 穴吹 間 37.2 km → 換算キロ 41.0 km → 830円

- 5) 四国内の幹線と地方交通線を利用する場合
→ 幹線のキロ程に、地方交通線の閑散キロ程を合計したキロ程で運賃表を適用します

例) 鳴門 - 鴨島 間
→ 鳴門～徳島～佐古間の営業キロ15.5 kmに、佐古～鴨島間の換算キロ19.3 kmを合計した34.8 kmから、640円となります

- 6) 本州～四国間に跨って乗車する場合
→ 通算の営業キロ数（運賃計算キロ）で運賃表<A>を適用し、四国内の加算額<C>を加算

例) 大阪 - 岡山 - 高松 間
→ 大阪～高松間248.6 kmの運賃4,310円に、岡山～高松間72.1 kmの加算額160円を加えて、合計4,470円となります

7) 割引乗車券

A) 往復割引乗車券

片道のキロ数が601キロ以上ある場合、往復同時に乗車券をお求めになった場合は「復路」の運賃が2割引となります。

B) 学生割引乗車券

指定学校の学生・生徒で、片道100キロを超える乗車券をお求めになる場合、学校の発行する証明書を窓口で提出いただくと、運賃が2割引となります。

C) 団体割引乗車券

15人以上のお客様が同時に旅行される場合に適用されます。一人分の割引運賃に人数を乗じて算出します。団体の種類により、以下のように割引率が異なります。

ア) 普通団体 1月11日～2月末日、6月、9月、11月1日～12月20日 15%
 1月1日～1月10日、3月1日～5月31日、
 7月1日～8月31日、10月、12月21日～31日 10%

31人～50人の普通団体は1人分が、また51以上50人までを増す毎に1人分の運賃・料金が無料となります。

イ) 学生団体 中学生以上 50%
 小学生以下 30%
 教職員等 30%

D) 身体障害者割引乗車券

身体に障害のある方で、自治体の発行する身体障害者手帳をお持ちの方は、乗車券等をお求めの際に窓口で提示いただくと、片道101キロ以上の普通乗車券が半額となるほか、等級により一部の料金やトクトク切符等が割引となります。

重度障害者の場合は証明書を添付すると、付き添い人も一部運賃・料金等が割引となります。

7) はみ出し乗車

土讃・予讃・高德線の列車と徳島・予土線の列車をその日の内に乗り継ぐ場合、列車の停車駅の都合上、本来の乗換駅で乗換が出来ない際は、他の乗換可能な駅までの区間をはみ出して乗車することが出来ます。

この場合、はみ出し区間の駅では途中下車をする事は出来ません。

四国内ではみ出し乗車出来る区間は以下の通りです。

予 讃 線	坂出～宇多津間 伊予西条～伊予小松間 務田～宇和島間
土 讃 線	佃～阿波池田間 窪川～西窪川間
高 徳 線	佐古～徳島間